R２．６．12

【重要】

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応フロー【改訂版】

児童生徒用

感染の疑い

① 本人又は同居の家族等に感染が疑われる症状(※１)がある場合

【対　応】コロナ感染症が蔓延していない場合（※２）は、本人のみの出席停止。
家族に感染が疑われる症状が続いている場合は、学校へ連絡する。
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

※１「感染が疑われる症状」とは、発熱、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。
※２　専門家あるいは専門機関と協議して判断する。

悪化 →

回復 →

≪感染の疑いなし≫
【対　応】症状が改善されるまで(※１)自宅待機（出席停止）
※1 症状が改善されるまでとは、主要症状が消滅した後、24 時間以上経過するまでを目安とする。

以下のいずれかの症状があるときは、居住地域を所管する保健所（帰国者・接触者相談センター。富士市、富士宮市に居住する場合は富士保健所）へ連絡する。

- 発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続いている
- 強いだるさ（倦怠感）
- 息苦しさ（呼吸困難）
- 高熱等の強い症状

以下のいずれかに該当する方で、上記の状態が２日程度続く場合には、保健所へ連絡する。

- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方
- 免疫抑制や抗がん剤等を用いている方

《参考》富士保健所連絡先
平日 8:30～17:15
0545-65-2156
土曜，日曜，祝日を含む上記以外
090-3309-6707
帰国者・接触者相談センター
平日 8:30～17:15
050-5371-0561
050-5371-0562
それ以外　050-5371-0561

② 本人が感染者と接触の可能性がある場合

【対　応】出席停止（特定されないと明確になる日まで）。
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

③ 本人が保健所から濃厚接触者に特定された場合

【対　応】出席停止。（感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間）
保健所の健康観察を受け、毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

④ 同居の家族等が保健所から濃厚接触者に特定された場合

【対　応】出席停止。（同居家族の陰性が確認されるまでの間）
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

風邪症状なし

保健所の指示

検査対象 →

ＰＣＲ検査

≪陽性≫
【対　応】保健所の指示に従い、感染症指定病院に入院。

回復 →

病院の指示に従い療養し、健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

≪陰性≫
【対　応】・感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間自宅待機。自宅待機中は、毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。
・上記期間経過後、健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

検査対象外 →

≪感染の疑いなし≫
【対　応】感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間自宅待機（②③）（出席停止）
又は、同居家族の陰性が確認されるまでの間（④）（出席停止）

濃厚接触をしなかった場合 →

≪感染の疑いなし≫
【対　応】濃厚接触者に特定されないと明確になる日まで自宅待機（出席停止）